

常滑市一般廃棄物処理実施計画

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び常滑市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第1号）に基づき、常滑市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2. 計画期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

3. 一般廃棄物発生量見込み

区分			発生量見込み		
ごみ	家庭系	もえるごみ	10,248 t		
		もえないごみ	931 t		
		資源物	紙類	新聞	350 t
				雑誌	230 t
				ダンボール	167 t
				紙パック	10 t
				その他紙類	220 t
		布類	110 t		
		プラスチック製容器包装	427 t		
		缶 (アルミ缶、スチール缶)	67 t		
		びん (茶色、無色透明、その他、生きびん)	279 t		
		ペットボトル	94 t		
		金属類	300 t		
		使用済小型電子機器等	150 t		
		植物油・鉱物油・バッテリー	8 t		
		刈草・剪定枝	1100 t		
		木製家具	160 t		
		蛍光管	3 t		
		計	3,675 t		
		小計	14,854 t		
	事業系	もえるごみ	6,016 t		
		もえないごみ	19 t		
		食品廃棄物、刈草・剪定枝	2,308 t		
小計		8,343 t			
合計	23,197 t				
し尿	し尿	2,132kl			
	浄化槽汚泥	23,643kl			
	合計	25,775kl			

4. 排出状況及び処理主体

区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
ごみ	家庭系	もえるごみ	市（委託） 自己搬入 許可業者	常滑武豊衛生組合	民間（委託）
		もえないごみ		民間	民間（委託） 常滑市一般廃棄物最終処分場
		資源物	市（委託）	民間	
	事業系	もえるごみ	許可業者 及び自己搬入	常滑武豊衛生組合	民間（委託）
		もえないごみ		常滑武豊衛生組合	民間（委託）
		食品廃棄物、 刈草・剪定枝	許可業者	民間	

5. ごみの排出抑制のための取組

常滑市ごみ処理基本計画（平成29年3月策定）に基づき、4Rの推進と浸透を基本方針として各種取組を進めていく。

項目	内容
4Rの啓発活動の推進	
不要になりそうな物の例示・PR	・店でもらえる不要になりそうなもの（箸、おしぼり、靴の箱等）を例示して、気づきを与える。
食品ロスの削減	・家庭ごみに含まれる食品廃棄の削減及び、「※3010運動」を周知（飲食店への啓発物の配布、運動協力店の募集）して、食べ残しの削減に取り組む。 ※3010運動…飲食店等での会食や宴会時に、最初の30分と最後の10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らす運動 ・家庭で冷蔵庫の中のを定期的にチェックすることにより、あるものを使いきり、不要なものを買わない行動を奨励し、実施方法の紹介等に取り組む。
ごみ減量説明会の開催	・ごみ減量の意義や分別の仕方について、市民にむけた説明会を開催する。
回収資源の再利用状況の公表	・回収された資源がどのように再利用されているかを周知するとともに、出し方（持っていく際の方法）など関連情報も提供する。
リユース意義のPR	・リユースの意義について啓発を行う（広報・チラシ・HP・イベント）。
不要品情報の拡充	・ネット上掲示板サイトの活用を誘導する。
外国人への周知	・外国人の雇用事業主等への周知・PRを実施する。
キャンペーン活動の実施	・市内のイベントに啓発ブースを出展して、ごみ減量についてのPRを実施する。 ・実施にあたっては、市民団体への事業委託を継続する。
市民との情報共有	・ごみ量、経費、基金の用途について年度ごとに公表する。計画の推進状況についても公表する。
環境教育の推進	
学校におけるごみ減量授業の実施	・各小学校の児童に対し、クラス授業または学年集会を通じて、ごみの減量化・資源化の内容を周知する。

地域・家庭での活動支援	
生ごみ減容機器の普及促進	・各家庭での生ごみ減量に向けて、生ごみ減容機器の普及拡大を図る。使用者や取組を断念した人へのバックアップを行う。
地域におけるごみ減量化等の実証実験	・新しい取組みについて、市内展開する前に効果の確認が必要なものは、特定の地域（行政区、町内単位など）で実証実験を行う。
分別収集体制の構築	
ごみ出し困難者の支援	・高齢者のごみ出し支援（ごみ出しが困難な方に代わりごみを玄関先まで回収に伺う等）を検討する。
	・市内の家庭系一般廃棄物収集運搬許可業者の収集運搬制度(有料)のPRを実施する。
紙類・プラスチック製容器包装のリサイクルの徹底	・もえるごみへの混入率が高い紙類、プラスチック製容器包装の分別促進を目的にHP、広報等によりPRを実施する。もえるごみへの雑がみ及びプラスチック製容器包装の混入率を平成27年度の数値に対して、令和3年度で半減する。
資源回収ステーションの利便性の向上	・回収品目を追加する。
中間処理・最終処分体制の構築	
最終処分場への持込みごみ有料化の検討	・最終処分場への持込みの有料化を検討する。
新たな資源化等の検討	
刈草・剪定枝の回収量の増加	・利用者の利便性を高めるため、収集回数、収集期間または収集場所を拡充する。
不適正処理への監視・指導	
不適切排出の対策	・SNS等を活用して、不適切排出があった集積場の状況を公表し、適切な出し方について周知する。
不法投棄対策	
不法投棄対策	・不法投棄監視員を引き続き配置する。必要に応じて監視カメラを設置する。

6. 収集・運搬計画

		収集主体	収集回数	収集方法	搬入先	
家庭系	もえるごみ	市（委託）	週2回	集積場	常滑武豊衛生組合	
		排出者 許可業者 ※1	随時	—		
	もえないごみ	市（委託）	月2回	集積場	一般廃棄物最終処分場	
		排出者	随時	—	常滑武豊衛生組合 一般廃棄物最終処分場※2	
	資源物	市（委託）	プラスチック製 容器包装	週1回	集積場	(株)テクア
				金～火曜	資源回収ステーション ※3	
			紙類	月2回	集積場	(有)藁重紙プレスセンター
				金～火曜	資源回収ステーション	
			布類	月2回	集積場	(有)藁重紙プレスセンター
				金～火曜	資源回収ステーション	
			缶	月2回	集積場	(株)テクア
				金～火曜	資源回収ステーション	
			びん	月2回	集積場	(株)テクア
				金～火曜	資源回収ステーション	
			ペットボトル	月2回	集積場	(株)テクア
				金～火曜	資源回収ステーション	
			金属類	月2回	集積場	(株)テクア
		金～火曜	資源回収ステーション			
	刈草・剪定枝	月1回 (6～11月)	集積場	刈草：(株)テクア 剪定枝：市田建設(有)		
	金～火曜	資源回収ステーション				
使用済小型電子 機器等	金～火曜	資源回収ステーション	(株)テクア			
	随時	回収ボックス※4				
食用油・鉱物油・ バッテリー		金～火曜	資源回収ステーション			
木製家具						
蛍光管		随時	回収ボックス※4	(株)テクア		
事業系	もえるごみ	許可業者 排出者	随時	—	常滑武豊衛生組合	
	もえないごみ				民間処理業者	
	資源物				常滑武豊衛生組合 民間処理業者	

※1 家庭から粗大ごみを出す場合で、自身で集積場や常滑武豊衛生組合へ搬入することが困難な場合、市の許可を受けた収集業者が直接訪問して、有料で収集している。

※2 一般廃棄物最終処分場へ自己搬入する場合は、事前に生活環境課に申請し、許可証を受け取る。

※3 資源回収ステーション（常滑市新開町6丁目1番地の32）
開設日時：金～火曜日、8:30～11:30（年末年始は休み）
資源回収ステーション回収分は管理委託業者にて資源化

※4 回収ボックス設置場所…市役所、青海公民館、南陵公民館、市民交流センター

7. 許可業者

(1) 家庭系一般廃棄物収集運搬許可業者

業者名	住所
(株)テクア	常滑市泉町1丁目44番地
(有)マルハチ	常滑市矢田字烏田24番地の3
(公社)常滑市シルバー人材センター	常滑市神明町3丁目40番地
(有)藁重紙プレスセンター	常滑市金山字菖蒲池34番地
中野建材	常滑市市場町4丁目172番地

(2) 事業系一般廃棄物許可業者

処理区分	業者名	住所
収集運搬	サンスイサービス(株)	名古屋市緑区鳴海町字母呂後67番地
	(株)テクア	常滑市泉町1丁目44番地
	(有)渡邊運輸	常滑市千代ヶ丘2丁目52番地
	(有)丸直運送	常滑市錦町4丁目28番地
	(有)伊藤運送	常滑市港町6丁目120番地
	岩田商店	常滑市奥条6丁目47番地
	(株)アグメント	知多郡阿久比町大字草木字末広22番地
	(株)三四四	知多市にしの台四丁目19番地の13
	(公社)常滑市シルバー人材センター	常滑市神明町3丁目40番地
	トーエイ(株)	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ28番地の1
	福田三商(株)	名古屋市南区千竈通二丁目14番地1
	(有)皆貴	半田市住吉町2丁目142番地の5
	(有)マルハチ	常滑市矢田字烏田24番地の3
	(有)藁重紙プレスセンター	常滑市金山字菖蒲池34番地
	(有)シービック	知多郡美浜町大字奥田字東卯起13番地8
	中部資材(株)	名古屋市港区入船二丁目4番31号
	(有)ウィックス	知多郡美浜町大字奥田字東卯起13番地7
	サンエイ(株)	刈谷市桜町3丁目3番地
	(株)ユニオンサービス	名古屋市緑区大高町字追風23番地の1
	(株)西山商店	名古屋市南区豊田二丁目18番3号
	(株)富士商行	春日井市桃山町三丁目191番地
	(株)榊原環境	半田市宮本町六丁目202番地の1
	(株)あおき環境開発	知多郡武豊町字多賀五丁目39番地
	(株)メイホーエコロジー	半田市川田町208番地の4
	(株)知多ホーム	常滑市新開町3丁目30番地 村上ビル3階
	市田建設(株)	常滑市字大流天竺口15番地
	ホームメックス(株)	豊田市錦町一丁目95番地
	中野建材	常滑市市場町4丁目172番地
	(有)あおき造園土木	半田市平井町六丁目33番地
	サンレー交通(株)	常滑市大谷字猿喰110番地
処分業	(株)三四四	知多市にしの台4丁目19番地の13
	サンエイ(株)	刈谷市桜町3丁目3番地
	トーエイ(株)	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ28番地の1
	(株)テクア	常滑市泉町1丁目44番地
	市田建設(株)	常滑市字大流天竺口15番地
(株)あおき環境開発	知多郡武豊町字多賀五丁目39番地	

8. 中間処理計画

(1) 施設の概要

- ・常滑武豊衛生組合（知多郡武豊町字壺町田27番地）

設置主体	常滑市、武豊町	
処理方法 処理能力	焼却施設 全連続燃焼式機械炉	150t/24h（75 t /24h×2基）
	粗大ごみ処理施設 回転式横型破碎機	25t/5h

(2) 処理量及び処理方法

施設名	区分	処理量	資源化量 又残渣量	処理方法及び処分先
常滑武豊 衛生組合	もえるごみ	16,200t	2,280t	埋立 ・愛知臨海環境整備センター
	委託	9,219t		
	自己搬入	1,181t		
	許可業者	5,800t		
	もえないごみ	410t	410t	可燃物（焼却） 111t 廃プラ（焼却） 57t 鉄分（売却） 119t 使用済小型家電（売却） 19t 不燃物（埋立） 104t ・常滑市一般廃棄物最終処分場 ・民間一般廃棄物最終処分場
	自己搬入	391t		
許可業者	19t			
民間	プラスチック製容器包装		426t	指定保管施設に中間処理委託 →指定法人へ
	紙類		991t	再資源化業者へ売却または処理委託し、 再資源化処理
	布類		110t	
	缶		67t	
	びん		279t	
	使用済小型電子機器等		150t	
	金属類		300t	
	食用油・鉱物油・バッテリー		8t	
	刈草		690t	
	剪定枝		410t	
	木製家具		160t	
	蛍光管		3t	

9. 最終処分計画

(1) 施設の概要及び処理量

- ・常滑市一般廃棄物最終処分場（常滑市樽水字奥平地内）

全体面積	全体容量	残余容量見込	埋立方法	搬入見込量
18,000㎡	95,500㎥	30,900㎥	サンドイッチ工法	593t

- ・公益社団法人愛知臨海環境整備センター（知多郡武豊町字三号地1）

敷地面積	搬入見込量
47.2ha	2,280t

10. し尿処理

(1) 収集・運搬計画

	収集主体	収集回数	収集方法	搬入先	最終処分
し尿	市（委託）	定期 随時	各戸	中部知多衛生組合	（民間） 一般廃棄物最終 処分場
浄化槽汚泥	許可業者	随時	各戸		

(2) し尿収集運搬委託及び浄化槽清掃業、汚泥収集運搬業の許可業者

業者名	住所	事業範囲
(有)マルハチ	常滑市	三和・大野地区、北汐見坂及び西之口1・4・7丁目
(株)テクア	常滑市	(有)マルハチ委託地区以外

(3) 施設の概要

名称	中部知多衛生組合
所在地	知多郡武豊町字壱町田90-10
設置主体	常滑市、半田市、武豊町
処理方式	仮希釈二段活性汚泥法+高度処理（凝沈、ワゴン、砂ろ過）
処理能力	220 kL/日（生し尿150 kL/日、浄化槽汚泥70kL/日）
活性汚泥処分	三重中央開発(株)